

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(令和 4 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 4 号))

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（令和 4 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定
により、次のとおり専決処分する。

令和4年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和5年3月31日

向日市長 安 田 守

令和4年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和4年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ977,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日

向日市長 安 田 守

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		186,048	2,020	188,068
	1 一般会計繰入金	186,048	2,020	188,068
補正されなかった款に係る額		789,771		789,771
歳入合計		975,819	2,020	977,839

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		958,370	2,020	960,390
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	958,370	2,020	960,390
補正されなかった款に係る額		17,449		17,449
歳出合計		975,819	2,020	977,839

令和4年度 向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 4 号)

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	構成比
3 繰入金	186,048	2,020	188,068	100.0
歳入合計	975,819	2,020	977,839	100.0

(歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	地方債	その他		
2 後期高齢者医療広域連合納付金	958,370	2,020	960,390				2,020	100.0
歳出合計	975,819	2,020	977,839				2,020	100.0

2 歳 入

(款) 3 繰入金

188,068

(項) 1 一般会計繰入金

188,068

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	186,048	2,020	188,068	2 保険基盤安定繰入金	2,020	保険基盤安定繰入金 2,020
計	186,048	2,020	188,068			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 960,390 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 960,390 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	958,370	2,020	960,390				2,020	18 負担金、補助及び交付金	2,020	1 後期高齢者医療広域連合納付金 18 諸負担金	2,020 2,020
計	958,370	2,020	960,390				2,020				